

農業資材審議会農薬分科会
農薬使用者安全評価部会
(第5回) 議事 (1) 及び (2)

農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会

(第5回)

令和4年9月2日(金)

13:30~14:20

農林水産省消費・安全局第3会議室

(WEB会議形式による開催)

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 農薬使用者安全評価部会における公表文献の取扱いについて(報告)

(2) 圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項について(案)

13時30分 開会

○楠川農薬対策室長 それでは、定刻となりましたので、委員の皆様方におかれましては、差し支えなければカメラをオンにいただければと存じます。

ただいまから農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会第5回を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

農産安全管理課農薬対策室長の楠川でございます。部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の農薬使用者安全評価部会は第5回目の会合となります。今回は農薬使用者安全評価部会における公表文献の取扱いについて、報告でございます。それから、圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項について（案）、さらに、一つの有効成分に関する農薬使用者への影響評価について検討いただきたいと思います。

本日は委員の方2名、専門委員会の方5名に御出席いただいております。また、本日は圃場における農薬使用者暴露試験に関する議論がございますので、防除現場に詳しい分科会の臨時委員の方に御出席を頂いておりますので、御紹介させていただきます。

山本委員でございます。

○山本臨時委員 山本です。よろしくお願いいたします。

○楠川農薬対策室長 今回の部会はリモートでの開催になります。進行に不都合が生じた場合には、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにいただいた上で、発言希望等ございましたら画面右側の参加者一覧の挙手のアイコンがございますので、そちらを押していただければと存じます。

なお、基本的には挙手制で進められればと思いますが、挙手以外でも気になること等ございましたら、会議途中で御自身でミュートを外していただいて発言いただいて構いませんので、何なりとお申し付けいただければと存じます。

さて、本部会は農業資材審議会令第7条第1項で委員の過半数の御出席で会議が成立すると規定されております。本日は全員の御出席を頂いておりますので、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の農薬使用者安全評価部会のうち、議事の1、農薬使用者安全評価部会における公表文献の取扱いに係る検討について（報告）及び2、圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項について（案）は公開で実施するというところで、傍聴の方々にもお越しいただいております。また、議事の3で

は一つの有効成分について農薬使用者への影響評価に関して審議いただきます。農薬使用者への影響評価の検討には、申請者の知的財産でもある各種の試験成績が必要であり、審議会の原則に従い公開すれば、悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがございます。申請者の知的財産権の侵害を防止して、審議に必要な資料が悪意のある第三者への漏えいを懸念することなく申請者から円滑に提出されるようにするため、個別の農薬使用者への影響評価に関する審議の議事・資料は非公開とさせていただきます。

なお、審議終了後には資料を回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の配付資料について御確認を頂きたいと思います。

資料1が議事次第、資料2が農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会委員名簿、資料3が農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会第5回出席者名簿、資料4、農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会における公表文献の取扱いについて、資料5、圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項について（案）、資料6として一つの農薬について安全評価の案ということでこちらは非公表でございます。

あと、参考資料が1から9までありまして、もし欠け等ございましたらお知らせを頂きたいと思います。会議の途中でも結構ですので、お申し付けください。

これからの議事進行は櫻井部会長にお願いいたします。

○櫻井座長 部会長の櫻井でございます。

本日は皆様御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。先ほど室長より御紹介があったとおり、本日はまず農薬使用者安全評価部会における公表文献の取扱いについて、この御報告を頂き、次に圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項についての案、この御議論を頂いた後に3番として有効成分の農薬使用者への影響評価をこれは非公開で御議論いただく予定になっております。前回到引き続き慎重かつ活発な御審議をお願いしたいと思います。

それでは、早速議事1、農薬使用者安全評価部会における公表文献の取扱いについて（報告）の審議に入ります。事務局より資料4の説明をよろしくお願いいたします。

○松井農薬審査官 農薬対策室の松井です。

資料4に従いまして御説明をいたします。

本議題は前回御議論いただいた内容の報告です。

資料の1ページ目に今回御確認いただく内容、それから、2ページ目以降に前回の部会の資料を参考として添付をいたしました。前回、背景、それから、我が国におけます2つのガイドライン、ガイダンスの内容を御紹介し、その内容を踏まえて5ページ目に本部会での公表文献の取扱いについてお示しし、御議論を頂きました。

その結果、(5)のイの3ポチ目です。こちらに症例対照研究を追加するという事で合意を頂きました。この内容を1ページ目に取りまとめまして、本日、本部会における公表文献の取扱いについてとしまして決定いただきたく存じます。

それでは、内容を読ませていただきます。

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」に定められている試験方法に基づきGLP基準に従って実施された試験を適切に評価することを基本としつつ、評価の目的との適合性、結果の信頼性があると判断した公表文献を農薬使用者への影響評価の検討対象にします。

1.の結果、検討対象となった公表文献につきましては、当該文献の結果の再現性、安全性試験成績との整合性、当該文献の結果の毒性学的意義等を踏まえて、評価への使用可能性を総合的に判断いたします。

公表文献の収集及び選択、それから、食品安全委員会の評価における基本的な考え方は、欧米等の海外諸国や国際機関のガイダンス等を踏まえた内容であり、欧米等では食品からの暴露評価と、非食品からの暴露評価を共通のガイダンス等に基づいて実施しております。

我が国では食品からの暴露に係るリスク評価は食品安全委員会、非食品からの暴露評価は本部会と分けて実施しておりますが、ともに同じデータパッケージを取扱うヒト健康への影響評価であること、暴露経路は異なりますが、毒性学的プロファイル、影響のメカニズムの解明をはじめとした影響の特定及び特性評価につきましては、食品安全委員会における評価と共通である事項が多いことから、1及び2の判断に当たっては、食品安全委員会の評価における基本的な考え方及び評価結果を参考といたします。

その上で、農薬使用者への影響評価の観点から、以下の点に留意することといたします。

適合性につきましては、農薬使用者暴露許容量(AOEL)及び急性農薬使用者暴露許容量(AAOEL)の検討に使用可能な「人に対する影響に関する研究」であり、評価に使用する観点で妥当な被験物質や試験系等により実施されたものとする。

食品安全委員会の評価において、検討対象外となり得る以下の文献についても検討対象とするかの判断を行う必要があります。1つ目は動物を用いた経口投与以外の毒性分野の文献、2つ目、製剤を用いた毒性分野の文献、そして、コホート研究、症例対照研究、横断研究、症例報告等の疫学研究に関する文献のうち、暴露経路が食品以外の文献。

さらに、疫学研究につきましては、先行して農薬の評価に活用している欧米の評価結果も参照しつつ、我が国の農薬使用者への影響評価という観点から、我が国の農薬の使用実態に照らし、当該疫学研究における農薬の使用方法等に留意し、審議することといたします。

公表文献の取扱いについては以上ですが、前回御紹介していませんでしたが、食品安全委員会のガイダンスにおきまして評価の対象となる文献とともに、その概要の提出を求めています。そのフォーマットが食品

安全委員会のガイダンスの別添様式に定められています。本部会の評価対象となる文献は、食品安全委員会と同じヒトに対する毒性に関するデータパッケージですので、独自のフォーマットを作成するのではなく、この食品安全委員会のフォーマットに従って文献の概要を御提出いただくということを考えていますが、よろしいでしょうか。御承認を頂ければ幸いです。

以上です。

○櫻井座長 ありがとうございます。

今までの説明で、前回討議した内容を事務局の方でまとめて若干の修正を加えていただき、それからもう一つは、実際にデータを提出するときに食品安全委員会で定めたフォーマットを使用するのでいいかということです。今のことに関して質問とか御意見とかございますでしょうか。

よろしいですか。

では、特にないようですので、これはもう前回大分議論しましたし、こちらの内容で農薬使用者安全評価部会の決定といたします。ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

○楠川農薬対策室長 ありがとうございます。本日の農薬使用者安全評価部会における公表文献の取扱いについては、部会決定事項として農業資材審議会農薬分科会に報告させていただきます。

○櫻井座長 では、これで議題1の審議は終了します。

次に、議事2、圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項についての審議に入ります。事務局より資料5の説明をよろしくをお願いします。

○松井農薬審査官 それでは、資料5に従って御説明をいたします。

本項目は、申請者が圃場における農薬使用者暴露試験の実施する際において、より詳細な試験条件を規定するものです。本試験は最も高次の試験ですので、当初は頻度高く実施されることを想定しておりませんが、試験実施に係る相談が増えてまいりましたので、適切な試験が実施されるように今般、部会において御議論を頂くことといたしました。

背景ですが、農薬使用者の登録申請において提出すべき資料について、以下「通知」と略しますが、その別添の別紙1におきまして、農薬使用者の暴露量は基本的には、対象となる作物や散布方法に応じて定められた予測式によって推定が可能であること、合わせて、予測式はどの農薬の評価にも使用できるようにするため、安全側、すなわち過小な推定をしないのが一般的で、我が国でもその方針で策定をしていること、それとともに、対象となる農薬につきまして、実際に農薬使用者の暴露試験が実施され、登録を取得する作物・使用方法での暴露量が推定できる場合には、その結果を評価に利用できることとしています。

同様の評価体系を取る欧州のガイダンスにおきましても、同じ考え方を取ってまいりまして、第1段階のモデ

ル、こちらは我が国の予測式に該当いたしますが、それにより算出される暴露量に比べて、より信頼性が高く、より実態を反映した暴露量が推定できる場合であれば、圃場試験から得られる暴露量を評価に用いる旨記載をされています。

今後評価を受ける農薬につきまして、予測式で算出される暴露量が毒性指標でありますAOEL又はAAOELを超える場合には、暴露試験が実施され、その結果が提出されることが想定されますが、予測式に代えて、この暴露試験結果を評価に採用する際には、実施された試験の信頼性が高く、かつ実態を反映したものである必要があります。

圃場の状況、それから、農薬の使用実態は各国で様々ですので、OECDのガイダンスには詳細な試験条件の記載はなされておらず、我が国の通知の別添に定めております暴露試験の方法もOECDのガイダンスを基に作成したものですので、同様の状況にあります。そのため、対象農薬の暴露試験の実施に当たって、使用実態を適切に反映した試験が設計されるとともに、実施状況が適切に報告できるように、留意すべき事項を整理させていただければと存じます。

それに当たっての基本的な考え方ですが、現在、通知の別添に定めた暴露試験方法は、現行のOECDガイダンスを参考に作成されたものです。こちらは欧米においても現在同じガイダンスを参考としているということから、現時点では基本的な事項を変更する必要はないと考えています。

他方、対象農薬の使用実態を適切に反映した暴露量の推定のためには、我が国において代表的な栽培方法で栽培された作物に、現場において一般的となっている方法で農薬を使用する形で暴露試験を実施することが必要です。このため、通知の別添を補完する形で、我が国で暴露試験を実施するに当たり留意すべき事項を定めることといたしました。

なお、検討の際には欧州のガイダンスも適宜参考としています。

留意すべき事項は3ページ以降、別紙のとおりとしています。この留意すべき事項は国内外の暴露試験の実施に係る科学的知見の集積や技術的な進歩、我が国の栽培体系や使用方法の変化等を踏まえて、必要に応じて見直すことといたします。

それでは、別紙について御説明をいたします。

左側に現在通知で定めておりますガイドラインの内容を記載しています。右側に必要に応じてガイドラインを補完する形で留意すべき事項を御提案しています。別紙は3ページ目から18ページにわたって大部ですので、ポイントを御紹介いたします。

ガイドラインは大きく目的、試験方法、それから、報告事項で構成されています。

まず、目的につきましては、農薬使用者の農薬処理時における暴露量に関する知見を得ることという一文ですので、留意すべき事項に具体的に暴露試験は被験剤の登録申請に係る使用方法に則り、被験剤を調

製又は作物、土壌等に向けて処理を行った場合の経皮暴露量及び吸入量を明らかにするものであること。それから、調製作業では、どこからどこまでが一連の作業であるかということを示すとともに、施用時とは別に測定するという説明を追加いたしました。

次に、試験方法です。

(1) の試験区(圃場)の設定につきまして、より具体的に決めました。試験に供する作物につきましては、選定した試験区(圃場)の作物が適用作物の代表であることを示すこと。なお、その圃場の栽培方法に適した機器を選定すること。それから、圃場につきましては、通知に従って面積を確保するとともに、慣行に準じた植栽密度となる圃場を選定すること。その選定に当たりましては、別途通知に定めます作物ごとの10a当たり株数、それから、当該圃場が存在する地域の生産量、標準的な植栽密度等を確認するなどしまして、試験区が代表的なものであるかを確認することということを追記いたしました。試験時には周辺の圃場から農薬飛散等の影響を受けないようにする措置をより具体的に記載しています。

次に、被験者についてですが、まず、被験者は被験剤の施用方法を十分に理解したものとすることの説明を補足いたしました。また、試験の実施に当たっては、被験者の安全と健康を十分に配慮するとともに、被験者に対して農薬に関する必要な情報を事前に説明し、試験への参加について同意を得ることを追記いたしました。これらの点につきましては、欧州におきましてもprofessional agricultural operators or workers working in accordance with Good Agricultural PracticesということでGAPに従って作業するプロの農業者と規定をしていますし、OECDのガイダンスにおきましてもnormal workers、さらには、2パラ目にもrepresentative of the working population under studyということで、通常代表となる農業者というような意味合いで記載をされています。

また、被験者への説明と同意についても2パラ目のインフォームドコンセントを得ることということでOECDに定められていますので、今般、その内容と調和をいたしました。

次に、(4)の試験時の服装・装備についてです。

パッチ又は全身法に使用する衣服の素材については、通知に従うとともに、事前に分析妨害物質が含まれていないことを確認する。また、事前に洗濯する等の措置を行うことということを追記いたしました。

さらに、吸入暴露量の測定につきましては、捕集の資材ですが、シリカゲルのほかにも検証されたものであれば適切な資材として用いることができる旨追記をいたしました。吸入ポンプについても検証されたものであることということに記載しております。

次に、被験剤の取扱い及び施用についてです。

被験剤の使用時期につきましては、登録で定める使用時期のうちから暴露量が大きくなると想定される時期、一般的には作物が十分に繁茂する生育段階の後期などを選ぶものとする。また、被験剤の使用

量は、原則として登録申請に係る使用方法の最大量とすることを規定しております。こちらの方も欧州のガイダンスにおいてthe worst-case intended use for each crop investigatedということでワーストケースの条件で試験をするというところに調和いたしました。

また、施用の際には当日の風向きを考慮して、適切な経路を設定することが必要であること。それから、圃場の向きは圃場と作物の栽培位置等により臨機応変に選択をすること。それら実際に行った経路等を記録すること等を追記いたしました。処理器具の選定に当たりましては、適切なものを選択するということで、手散布と機械散布につきまして参考となる説明を追記いたしています。

次に、(7) 試料の分析についてです。

基本的に分析につきましては現行のガイドラインで必要な項目は定めておりますので、一部の項目について追記をしております。分析対象物質ですが、原則として有効成分とすること。有効成分が速やかに分解する場合には、その分解した物質を分析対象物質に追加することを検討すること。それから、暴露量の表示の単位ですが、パッチ法では面積当たりの付着量、全身法では各部位当たりの付着量と明確化いたしました。また、添加回収試験で用いる試料ですが、特に全身法について各部位の面積は異なりますが、最も回収がしづらい部位として最大の面積となる衣服の部位に既知量の分析対象物質を添加して行うということを明記いたしました。

続きまして、定量限界ですが、定量限界はガイドラインでは十分な回収率及び精度が得られる最低濃度で表すことと記載をしていますが、それをもう少し具体化しまして、想定される農薬使用者暴露許容量及び急性農薬使用者暴露許容量に対する暴露量の推計を行うために必要なレベルを確保することということで、評価に必要なレベルで定量できていることと明確化いたしました。

また、野外添加回収試験につきましては、OECD及び欧州のガイダンスに基づきまして、試験に必要な濃度を無処理区、それから、添加区として少なくとも2濃度、また、試験の例数を少なくとも3例と規定いたしました。

次に、報告事項です。

報告事項としては、実際に行った農薬処理と使用者の暴露状況が説明可能な記録と報告が必要です。ガイドラインで既に細かく定めておりますが、一部の項目につきまして補足を行っております。

御説明は以上です。

○櫻井座長 ありがとうございます。

それでは、こちらの御説明、圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たっての留意すべき事項、これについて御質問、御意見等ございますでしょうか。

山本先生、お願いします。

○山本臨時委員 山本です。

基本的には問合せの頻度が高いということで、問合せをしていただかなくてもよく分かるようにという意味で留意事項を付しているのかなというふうに理解しているのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○櫻井座長 事務局どうでしょうか。

○松井農薬審査官 はい。御理解のとおりです。

○山本臨時委員 私も農業試験場の研究員ですので、農薬をまくのですけれども、試験をしようとするときにやはり一番迷うのは、「一般的」とかあるいは「代表的」というふうに表現されているところです。これを具体的にどうしようかというところで、やはりここは農林水産省に相談しなきゃと恐らくなってしまうと思います。具体的な数字なり操作を書いていただくか、あるいは引用できる資料を定めていただくか、あるいは「代表的な・一般的なもの」を決める定義を定めていただくと試験する側としては迷わないのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○櫻井座長 これはいかがですか。

○松井農薬審査官 御意見ありがとうございます。

先生のおっしゃるとおりでございます。今回、そういう意味で例えば3ページの試験区（圃場）の選定についてですが、植栽密度とか圃場の選定に当たって留意する代表的なものであるのは、どういう形で御説明いただくかというようなところの一文を留意すべき事項として御用意した次第ですけれども、先生がまだ不足だということ、例えば気になる点とかございましたら、御指摘を頂ければと存じます。

○山本臨時委員 例えば緩衝地帯の設定とか遮蔽措置等というのは、一体どの程度のものを用意すればいいのか、あるいはどのような検証、例えば遮蔽物の効果を確認すればいいのかとか、そういうところも出てくると思いますし、あと、6ページの代表的な品種というのも品目によっては品種がたくさんあるものもございまして、どうするのかというところがあります。例えば生産額の高い都道府県の資料を参考にすればいいんですよとか、そういうような方針を定めていただければいいのかなというふうに思いますけれども、先ほどの遮蔽物とか緩衝地帯も例えば気中濃度がこれぐらいに抑えられていけば問題ないですよとか、具体的なところを指示してもらえると試験する方はいいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○櫻井座長 もう少し具体的にというようなお話みたいですが、いかがですか。

○松井農薬審査官 ありがとうございます。

代表的な品種の選び方につきましては、今、先生がおっしゃったような生産量を目安にするというのが恐らく分かりやすい方法ではないかなと思います。基本的に試験の前には相談をしていただくということで、

試験設計を見せていただいて、それに合わせてこちらの方で必要な助言等を行っていきたいと考えております。余り具体的に書き過ぎますと、かえってそれに試験が縛られてしまうということもありますので、そういった形でできれば対応させていただければと存じます。

○櫻井座長 そうなると相談なしにこれだけでやるということじゃないわけですね。ある程度ジェネラルなガイドラインを示しつつ、実際には個別の相談は残したままということなので、これくらいの書き方でいいのでしょうかということですが、山本先生、いかがでしょうかね。

○山本臨時委員 最終的な書き方はやはり農林水産省で固めてもらうような話になるかと思うのですが、余り判断がぶれない程度の書きぶりをお願いできればというふうに思います。例えば担当者が異動したとか、時間がたって5年後にはちょっと解釈が変わってしまうとか、そういうことがないように、そういう範囲で書きぶりをまとめていただければというふうに思います。

○櫻井座長 先生、試験する側から見てこの程度のガイドラインだとやはり曖昧さが多いでしょうか。もう少し詳しく書いた方がいいというお考えですか。

○山本臨時委員 「代表的な」とか「一般的な」、何をもって一般的なのか、何をもって代表的なのかという決め方がある意味明示してもらいたいというところかと思えます。

○櫻井座長 それはどうですかね。

○松井農薬審査官 それについても今回の留意すべき事項の案といたしましては、候補を先ほど先生からも幾つか挙げていただいたのですが、申請者が試験できる範囲内で、それが代表してよいと考える根拠等をきちんと説明していただくというようなことをもって、ある程度ケース・バイ・ケースで対応できるような形にはさせていただいているような次第でございます。

○櫻井座長 そういうような話でよろしいでしょうか。

○山本臨時委員 判断する主体は申請者側にあつて、それを農林水産省で判断するということになりませんか。

○松井農薬審査官 はい。そういう形になると思います。

誤解のないように追加させていただければ、例えば生産量の多いところというようなことを申し上げます。絶対その生産量の多い地域でそのときに試験ができるかどうかは限らないというような状況も生じ得るかと考えておりますので、そういった状況を考えますと、そのときベストの選択肢で実施しているというようなことをきちんとすり合わせた上で試験を実施するというようなことになるかなと考えております。

○山本臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○楠川農薬対策室長 すみません、農薬対策室長の楠川でございます。

ここで品種について代表的な品種と申し上げておりますけれども、これは薬効試験をやるわけではござい

ませんので、そこまで厳密に代表性というものを考えていただく必要はなくて、むしろ希少な品種とか他の品種と随分姿、形も違うようなものということだと、それをもって作物における暴露の全体を代表するということは不適切だということになりますので、そういった観点でおかしくないものを選んでいただくという趣旨で考えていただければ良いのではないかと考えております。

○櫻井座長 それでよろしいでしょうか。

○山本臨時委員 品種はおっしゃるとおりだと思います。

もう一点だけ。

○櫻井座長 どうぞ。

○山本臨時委員 非常に細かいところで申し訳ないですが、15ページの散布ノズルの構え方という表現があるのですけれども、構え方という大げさかなと思いますので、持ち方とかそういう表現で良いのではないかと思いますので、細かいところですが、意見として申し上げておきたいと思います。

○櫻井座長 それはいかがでしょうか。

○松井農薬審査官 ありがとうございます。そのように修正をさせていただきます。

○櫻井座長 それでは、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。どうぞ。

○成田専門委員 すみません、埼玉県農業技術研究センター、成田と申します。よろしくお願いたします。

先ほどのお話で個別に御相談をされながら進めていくというお話を伺いまして、そうせざるを得ないのかなという御事情も分かるのですけれども、結果的にそのような判断になることを共有できるようなものが固まりましたら、お示しいただけるのがよろしいのかなと思います。

いろいろなケースでいろいろ一般的とか代表的なものを多分精査されて、これから試験をされていくことになると思うのですが、その状況を例えばほかの農薬メーカーの方が取り組まれるときには、こういう場合はこうなんだなというような事例というか、そういう判断ができるような形で進まれるのがよいのかなというふうに思うのですが。

○櫻井座長 事務局からお願いします。

○松井農薬審査官 御意見ありがとうございます。

御意見のとおりでございまして、事例が積み重なっていけば随時こちらの留意すべき事項等、そちらに盛り込んでいく、書けるところは書いていくというような形になるかと思えます。ありがとうございました。

○櫻井座長 よろしいですか、成田先生。

ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますか。大丈夫ですか。

それでは、圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項についての案に関する審議は以上といたします。ありがとうございました。

事務局からお願いします。

○楠川農薬対策室長 ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいりたいと思います。修正点が1点だけありましたので、そこについては部会長一任ということで、修正を確認していただいた上で次回改めて御報告した方がよろしいでしょうか。それとも、直していただいた形で分科会の方に報告させていただければよろしいでしょうか。

○櫻井座長 これは今の文言のところくらいですので、そこが直っているということを私が確認するという形でいきたいと思いますが、皆さん、よろしいですか。

特に異論ないようなので、そういう形にさせていただきたいと思います。

○楠川農薬対策室長 分かりました。では、そのような形で報告することとさせていただきます。

それでは、山本委員におかれましては、御意見いただき、ありがとうございました。傍聴の皆様におかれましては、ここで退場を頂きますようお願いいたします。

次の議題につきましては、10分ほど時間を置きまして、14時半から再開いたしますので、委員の皆様におかれましては引き続きよろしくようお願いいたします。

14時20分 休憩